

北宇和高等学校いじめ防止基本方針

1 北宇和高等学校いじめ防止基本方針

愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、本校でも、より根本的ないじめ問題の克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。そのため、いじめの生まれない人間関係づくりや、いじめを生まない土壌をつくるなど、関係者が一体となった取組が求められている。

最近のいじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加おり、自ら命を絶つといった極めて痛ましい事案も発生している。また、いじめをきっかけに不登校に陥るなど、深く傷つき悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校に課せられた重大な任務である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う、態度などを養う必要がある。また、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。あわせて、いじめ問題への取組の重要性について保護者や地域に認識を広め、一体となって取組を推進していかなければならない。

そこで、本校においては、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、日常の指導体制を再構築し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「北宇和高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の対応が、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、パソコンや携帯電話等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等が考えられる。

3 いじめの防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。いじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学習指導の充実
- (2) 特別活動、人権教育、道徳教育の充実
- (3) 教育相談の充実
- (4) 情報教育の充実
- (5) 保護者・地域との連携

4 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制
いじめを未然に防止し、早期発見するための日常の指導体制を**別紙1**のとおりとする。
- (2) 緊急時の組織的対応
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を**別紙2**のとおりとする。

5 いじめの早期発見

いじめを早期に発見し、適切に対応することは、いじめ問題を解決するために最も重要なポイントとなる。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめの発見
いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、「緊急時の組織的対応」により速やかに生徒課長に報告し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で組織的な対応を行う。
- (2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
- (3) 教室・家庭でのサイン
- (4) 教育相談体制の整備
相談窓口の設置・周知、面談の定期的実施（4、10月）・全校一斉教育相談（10月）を実施する。
- (5) 定期的なアンケート調査の実施
「悩みに関するアンケート」（6、12月）を実施する。
- (6) 関係機関同士での情報の共有

6 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
 - ① いじめられている生徒への対応
いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くことを説明し、「いじめられている生徒の立場に立った、継続的な支援を行う。
 - ② いじめている生徒への対応
いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨むことを基本とするが、いじめている生徒の内面を把握し、他人の痛みを理解させる指導を根気強く行う。
 - ③ 関係生徒への対応
被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする生徒に対しても、いじめ問題を解決する力の育成を図る。

(3) 保護者への対応

- ① いじめられている生徒の保護者に対して
複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ② いじめている生徒の保護者に対して
事実を把握したら速やかに面談し、解決に向けて生徒の指導をともに行う。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- ① 教育委員会との連携
- ② 警察、福祉関係、医療機関との連携

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

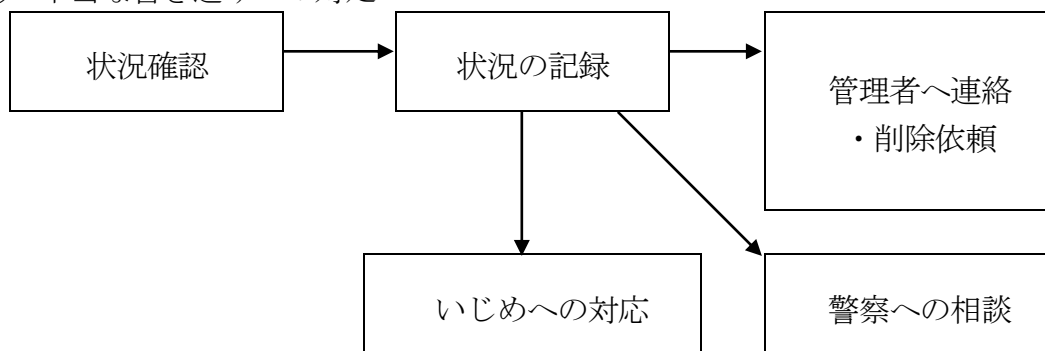
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
- ② 情報教育の充実及び防犯講話の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
- ② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（愛媛県いじめ問題対策本部会議）に指導方法を求める。

日常の指導体制（未然防止、早期発見、早期対応）

